

令和 年 月 日

基礎的電気通信役務支援機関

一般社団法人 電気通信事業者協会 あて

郵便番号 -

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

事業者名

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号。以下「第二号算定等規則」といいます。）第 26 条の規定により算出した前事業年度の収益の額が同規則第 28 条第 1 項の収益基準を（☐超えた）（☐超えなかった）ので、次のとおり提出します。

（該当する☐にチェックを入れる）

事業年度（令和 年度） の収益の額（注 1）	（単位：円）
事業年度の期間	（該当する ☐ にチェックを入れる） 1 ☐ 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間 2 ☐ 上記 1 以外 月 日（始期）から 月 日（終期）
収益の額の算定根拠 （注 2）	（単位：円）

連絡先

所 属

担当者

電 話

e-mail

○この様式は、次のいずれかの事業者が提出するものです。収益の額の算定等については、第二号算定等規則第 26 条から第 29 条までを参照願います。

ア この様式を提出する日が属する事業年度の前事業年度の収益の額が「収益基準」(10 億円)を超えた事業者

※ 上記アにより提出した事業者が、次年度以降においても収益基準を超えている場合は提出不要です。

イ この様式を提出する日が属する事業年度の前事業年度の収益の額が同基準を越えなかった事業者（前々事業年度の収益の額が同基準を超えていた者に限ります。）

○第二号算定等規則第 28 条及び第 29 条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

（注 1） 原則として、前事業年度の電気通信事業の収益の合計額をご報告願います。

（注 2） 収益の額の算定根拠は、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務別に記入願います（内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。）。